

## 大津市ヨシ保全事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大津市域の琵琶湖辺及び瀬田川（南郷洗堰以北）河畔（以下「湖辺等」という。）におけるヨシ地を保全する事業（以下「ヨシ保全事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって琵琶湖の環境保全を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による大津市ヨシ保全事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ヨシ保全事業を実施するため市民が組織した団体であって、市長が適当と認めたものとする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となるヨシ保全事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業（市長が別に補助等を行う事業を除く。）とする。

- (1) ヨシの刈取り等ヨシ帯を保全することに資する事業
- (2) ヨシを活用した催し等の事業
- (3) その他ヨシ保全の重要性についての理解を広めることに資するものと市長が認めた事業

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ヨシ保全事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、補助事業実施日の1か月前までに提出しなければならないものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

### (決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市ヨシ保全事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市ヨシ保全事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

### (事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市ヨシ保全事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市ヨシ保全事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

### (補助事業の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市ヨシ保全事業補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市ヨシ保全事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（補助事業の内容を変更する場合に限る。）
- (2) その他市長が必要とする書類

### (承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市ヨシ保全事業補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市ヨシ保全事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市ヨシ保全事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市ヨシ保全事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市ヨシ保全事業補助事業実績報告書（様式第13号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付し、補助事業が完了した日から起算して15日を経過する日又は当該補助金の交付決定日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第14号）
- (2) 収支決算書
- (3) 写真
- (4) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市ヨシ保全事業補助金確定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市ヨシ保全事業補助金交付請求書（様式第16号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市ヨシ保全事業補助金交付請求書（様式第17号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市ヨシ保全事業補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市ヨシ保全事業補助金返還通知書（様式第19号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市ヨシ保全事業補助金交付要綱（平成3年3月18日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	ヨシ刈り等のヨシ保全事業に要する経費
補助率及び補助金の額	補助対象経費の2分の1に相当する額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。ただし、1の補助対象者に対し、同一年度において交付する補助金の額は、200,000円を限度とする。

大津市ヨシ保全事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市ヨシ保全事業補助金の交付について次のとおり関係書類を添えて申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日及び 完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	



大津市ヨシ保全事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市ヨシ保全事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第4号（第6条関係）

大津市ヨシ保全事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市ヨシ保全事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

納 付 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市ヨシ保全事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	



大津市ヨシ保全事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を 変 更 す る 内 容	
変 更 し た 理 由	

大津市ヨシ保全事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市ヨシ保全事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市ヨシ保全事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市ヨシ保全事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第9号（第9条関係）

大津市ヨシ保全事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市ヨシ保全事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 時 魚 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） の 承 認 年 月 日	年 月 日

大津市ヨシ保全事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承認しないことと決定した理由	

様式第12号（第9条関係）

大津市ヨシ保全事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承認しないことと決定した理由	

大津市ヨシ保全事業補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市ヨシ保全補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により関係書類を添えて申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 着 手 予 定 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	
補 助 金 の 既 交 付 額	
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	
添 付 書 類	





大津市ヨシ保全事業補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助事業について、次のとおり大津市ヨシ保全事業補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市ヨシ保全事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

㊟

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市ヨシ保全事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市ヨシ保全事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

⑩

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市ヨシ保全事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額	円	
補 助 金 を 一 括 ( 分 割 ) 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市ヨシ保全事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市ヨシ保全事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市ヨシ保全事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。